「総合口座取引規定」変更新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

新	旧
総合口座取引規定	**総合口座取引規定**
1. ～　（省略） 17.	1. ～　（省略） 17.
18.（解約等） (1)　普通貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期貯金の記載がある場合で、定期貯金の残高があるときは、別途に定期貯金の通帳または証書を発行します。 (2)　第16条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。また、普通貯金規定にもとづき、普通貯金取引が停止または解約された場合は、当組合は貸越を中止するものとします。	**18.（解約等）** (1)　普通貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期貯金の記載がある場合で、定期貯金の残高があるときは、別途に定期貯金の通帳または証書を発行します。 (2)　第16条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。（追加）
（省略）	（省略）
19. ～　（省略） 23.	19. ～　（省略） 23.
24.（未利用口座管理手数料） (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。 (2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。 (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。 (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第１８条第５項の貯金口座の利用には含まれないものとします。 (5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。 (6) 第３項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合は責任を負いません。	（追加）
25.（規定の変更等） （省略）	**24.（規定の変更等）** （省略）
以　上 （2021年10月１日現在）	以　上 （2021年４月１日現在）